

事業主の皆様へ

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

STOP! しわ寄せ

できない相談じゃないよね?

仕様変更! 納期は厳守。厳しいよ。

その無理な発注の「しわ寄せ」で取引先が途方に暮れていませんか?

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。岡山労働局雇用環境・均等室（電話 086-225-2017）にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

